岩手県道路パトロール業務委託実施要領

（趣旨）

第１条　この要領は、道路の構造の保全、安全かつ円滑な道路交通の確保、その他道路を適正に管理するため、岩手県が公募による令和４年度道路パトロール業務委託の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（配置予定技術者の資格）

第２条　配置予定技術者の資格は次のとおりとし、土木部等の長の承認を受けるもの。

(1)　管理技術者

沿岸広域振興局管内の営業拠点に配置されている者で､次のいずれかの者とする。

ア　技術士（総合技術監理部門または建設部門）の資格を有する者

イ　一級土木施工管理技士又は二級土木施工管理技士の資格を有する者

ウ　ＲＣＣＭの資格を有する者

エ　道路法第71条第４項の道路監理員の経験を１年以上有する者

オ　道路又は河川関係の技術的行政経験を25年以上有する者

(2)　業務従事者

ア　道路パトロール員

自宅から沿岸広域振興局土木部宮古土木センターまで１時間以内で通勤できる者で、次のいずれかの者とする。

①　技術士（総合技術監理部門又は建設部門）の資格を有する者

②　一級土木施工管理技士又は二級土木施工管理技士の資格を有する者

③　ＲＣＣＭの資格を有する者

④　道路法第71条第４項の道路監理員の経験を1年以上有する者

⑤　道路又は河川関係の技術的行政経験を25年以上有する者

⑥　道路パトロール又は道路施設点検業務（技術的判断の裏付けのもとに、道路法面､橋梁､トンネル等の道路施設の異常の有無等を点検する業務）について、１件以上の実績を有する者

イ　道路パトロール運転員

道路パトロール運転員は、自宅から沿岸広域振興局土木部宮古土木センターまで１時間以内で通勤できる者で、普通自動車運転免許証を有し、自動車運転経験が５年以上あり、かつ、過去５年間無事故・無違反である者とし、パトロール員を兼務することはできないものとする。ただし、緊急の事情が生じた場合は、調査職員と協議するものとする。

（道路パトロールの種類及び定義）

第３条　道路パトロールの種類は、次の各号に掲げるものとし、その定義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　「通常パトロール」とは､通常の状態における道路及び道路の利用状況を把握し、必要がある場合、第６条の措置を講じるために行うパトロールをいう。

(2)　「夜間パトロール」とは、夜間における道路及びの道路の利用状況を把握し、必要がある場合、第６条の措置を講じるために行うパトロールをいう。

(3)　「定期パトロール」とは、橋梁等の構造物について細部の状況を把握するために行うパトロールをいう。

(4)　「異常時パトロール」とは、台風、豪雨、豪雪、地震等により、交通障害若しくは災害が発生した場合、又はそのおそれがある場合における道路及び道路の利用状況を把握し、必要がある場合、第６条の措置を講ずるために行うパトロールをいう。

（道路パトロールの業務内容）

第４条　道路パトロールの業務内容は、次の各号に定めるとおりとする。

(1)　通常パトロール

通常パトロールは、主として次に掲げる事項について、原則としてパトロールカーの車内からの目視により行うものとし、必要がある場合、徒歩により行い、適切な措置を講ずるものとする。

ア　路面、路肩、路側及び法面の状況並びに排水施設の状況

イ　ロックシェッド等の災害防止構造物等の状況

ウ　交通安全施設、道路標識等の道路附属物の状況

エ　道路工事（占用工事及び承認工事を含む。）等の施行箇所の保安施設の設置状況及び交通処理状況

(2)　夜間パトロール

夜間パトロールは、主として次に掲げる事項について、パトロールカーの車内からの目視により行うものとし、必要がある場合、徒歩により行い、適切な措置を講ずるものとする。

ア　道路照明設備、道路標識等の反射及び視認性の状況

イ　区画線、視線誘導標等の反射及び視認性の状況

ウ　道路に関する工事等の夜間照明及び保安施設の状況

(3)　定期パトロール

定期パトロールは、主として次に掲げる事項について、調査職員の指示により実施するものとする。

ア　橋梁、トンネル（非常用施設を含む。）、擁壁、護岸等の施設の状況

イ　排水施設、法面等の状況

ウ　道路標識及び道路情報施設

(4)　異常時パトロール

異常時パトロールは、調査職員の指示により実施するものとし、主として危険箇所を重点的に観察し、危険性の有無及び災害の発生状況を把握し、情報連絡を行うものとする。

（道路パトロールの実施）

第５条　道路パトロールは、次の各号に定めるところにより実施する。

(1)　受注者は、各月ごとに調査職員が作成する道路パトロール計画表（様式―３）により行うものとする。

(2)　受注者は、道路パトロールに先立ち、あらかじめ道路パトロール区間の状況を把握しておくものとする。

(3)　道路パトロールに際しては、道路パトロールの種類及び道路の状況に応じ、次に

掲げる土木部等が準備する資器材のうち必要と認められるものを携行するものとする。

ア　保安器具（セーフティコーン、バリケード、保安ロープ、保安灯、信号旗、標識等）

イ　照明器具（懐中電灯、赤色灯等）

ウ　応急処理材料（常温混合材、凍結防止剤等）

エ　工具（ツルハシ、スコップ、ハンマー、ワイヤー、ノコギリ等）

オ　その他（巻尺、カメラ、ポール、管理図面等）

2　道路パトロール中は、発注者より貸与される腕章を着用するものとする。

3　身分証明書は受注者が発行し、道路パトロールに際してはこれを常に携帯しなければならない。

4　道路パトロールカーの燃料は、土木部等が支給する。

5　道路パトロール中に道路に異常等を発見した場合は、必要な措置を講じるものとする。

6　道路パトロール運転手は違法運転、注意義務違反等を行わないように安全運転を心がけるものとする。

7　道路パトロール終了時には、道路パトロールの記録を整理し、調査職員に報告するものとする。

（道路パトロール中の措置）

第６条　受注者は、道路パトロール中に道路に異常を発見し、これを放置しておくことにより交通に支障が生じると認められるときは、直ちにその場で取り得る応急的な補修、障害物の除去を行い、必要に応じてバリケード、セーフティコーン、赤色灯、標識等を設置するなど、交通に支障が生じないよう措置を講じなければならない。

2　受注者は、道路に関する工事（道路管理者以外の者の行う工事を含む。）及び道路管理者以外の者が管理する物件が原因となり、交通に支障が生じている場合、又はそのおそれがある場合には、直ちに調査職員に報告し、指示を受けるものとする。ただし、緊急を要する場合、受注者は、前項の場合に準じて最小限の応急的な措置を講じ、その結果を速やかに調査職員又は道路監理員に電話等で報告し、道路パトロール日誌（様式―１）に記載するものとする。

（道路の軽維持作業）

第７条　受注者は、前条に定める措置のほか、安全かつ円滑な交通確保のため、直ちに必要とされる次に掲げる道路の維持作業（道路パトロールの際に実施できる軽易なものに限る。）を行うものとする。なお、作業中は通行車両に注意し、道路パトロール員と道路パトロール運転手は、連携して事故の回避を最優先する。

(1)　路面清掃、側溝清掃、崩土除去、除草等

(2)　側溝、道路標識、防護柵等の小修繕、舗装路面のパッチング、凍結防止剤の散布等

（道路パトロールの記録等）

第８条　道路パトロールの記録等は、次の各号に定めるところによるものとする。

(1)　道路パトロールにより把握した事項、措置を講じた事項について道路パトロール日誌（様式―１）に記録し、調査職員に報告するものとする。

(2)　道路パトロール中に撮影した写真は、日時及び状況を記録し、整理するものとする。

(3)　道路パトロール結果については、１ケ月ごとに道路パトロール月別報告書（様式―２）に記載し、翌月初めまでに調査職員に提出するものとする。

（業務従事者の服務及び車両等の保管場所等）

第９条　業務従事者の服務及び車両等の保管場所等は、次の各号に定めるところによるものとする。

(1)　道路パトロール員の道路パトロール日誌を整理する場所等は、調査職員と協議する。

(2)　運転パトロール運転員の詰所は、調査職員が指定する場所とする。

(3)　道路パトロールカーの保管場所は、調査職員の指示による。

（事故の責任所在）

第10条　事故の責任所在は、次の各号に定めるところによるものとする。

(1)　道路パトロールを実施した区間で、第三者が事故に遭遇し管理瑕疵を問われた場合の責任は、原則として発注者である道路管理者が負う。

(2)　道路パトロールカーによる加害事故及び自損事故は、受注者が責任を負う。

(3)　軽維持作業中における事故については、受注者が責任を負う。

（補則）

第11条　その他定めのない事項や疑義が生じた場合は、発注者、受注者の協議により定めるものとする。

様式ー１

道路パトロール日誌

<table>
<tr><td rowspan="2">回覧</td><td>部　長</td><td>課　長</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>担　当</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
</table>

令和　　年　　月　　日　　曜日	天候		
パトロール員		運転員	
パトロール重点項目		走行距離	km

パトロール経路

（　時　分）　（　時　分）　（　時　分）　（　時　分）

（　時　分）　（　時　分）　（　時　分）　（　時　分）

管内ルート略図

（No.　　　　　）

写真・図面等（　　　　　　　　　　　）

様式―２

道路パトロール月別報告書　(令和　　年　　月分)

日	曜日	巡回実施		所要時間		パトロールによる指摘件数											応急処置実施件数					
		通常	その他	通常	その他	穴ぼこ	落石	堆積土崩落土	交通安全施設異常	構造物異常	法面異常	不法占用使用発見	排水施設異常	交通事故交通渋滞	その他	計	穴ぼこ	落石	堆積土崩落土	交通安全施設異常	その他	計
1																						
2																						
3																						
4																						
5																						
6																						
7																						
8																						
9																						
10																						
11																						
12																						
13																						
14																						
15																						
16																						
17																						
18																						
19																						
20																						
21																						
22																						
23																						
24																						
25																						
26																						
27																						
28																						
29																						
30																						
31																						
計																						

特記事項

確認欄	課長	監督員

様式―３

道路パトロール実施計画表　(　月分)

部　長	担当課長		総括主査	主任	係　　員	担　当

凡　例	計　画　○	実　施　●

路　線　名	区　間	延長(km)			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	備　　考
			直	訓画																																
			営	実施																																
			委	訓画																																
			託	実施																																
			直	訓画																																
			営	実施																																
			委	訓画																																
			託	実施																																
			直	訓画																																
			営	実施																																
			委	訓画																																
			託	実施																																
			直	訓画																																
			営	実施																																
			委	訓画																																
			託	実施																																
			直	訓画																																
			営	実施																																
			委	訓画																																
			託	実施																																
			直	訓画																																
			営	実施																																
			委	訓画																																
			託	実施																																
			直	訓画																																
			営	実施																																
			委	訓画																																
			託	実施																																
			直	訓画																																
			営	実施																																
			委	訓画																																
			託	実施																																
			直	訓画																																
			営	実施																																
			委	訓画																																
			託	実施																																